



島根県報

平成30年3月30日（金）

号外第49号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (林 業 課) 2

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により再生の森事業費交付金の交付の対象等を定める告示 (林 業 課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第40号）

1 規則の概要

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の改正に伴い、東日本大震災に対処するための貸付金の償還期間及び据置期間の特例の適用期間を平成31年 3 月31日まで延長することとした。（第 6 条の 2 関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第40号

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年島根県規則第109号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 中「平成30年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示**島根県告示第231号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第 3 条の規定により、再生の森事業費交付金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第 3 条の規定により再生の森事業費交付金の交付の対象等を定める告示（平成27年島根県告示第373号）は、廃止する。

平成30年 3 月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

再生の森事業費交付金

2 交付の目的

水資源のかん養、県土保全、緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森や緑を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的とする。

3 交付の対象者の範囲

再生の森事業実施要領（平成17年 3 月29日付け林第1571号）の規定による協定を締結した次に掲げる者

- (1) 森林所有者
- (2) 森林組合
- (3) 林業事業体

4 交付の対象となる事務又は事業の内容

事業細目	対象とする経費
不要木伐採	不要木の伐採（10年以上適切な管理が行われていないために荒廃している林齢36年以上のスギ又はヒノキの人工林（当該人工林を主体として一体的な整備を行う場合は、林齢36年未満の区域を含む。）で交付の対象者が水資源のかん養や土砂災害の防止等公益的な機能を維持していくために行う伐採をいう。以下同じ。）を行うのに要する経費
侵入竹伐採	侵入竹（不要木の伐採を行う森林に侵入した竹及びその発生源の竹林をいう。）を伐採し、及び整理するのに要する経費
竹林伐採	竹林（民家、公共施設等の周辺に侵入する竹の発生源となっている竹林に限る。）を伐採し、及び整理するのに要する経費
広葉樹植栽	不要木の伐採をした森林又は竹林の伐採をした森林で行う広葉樹を植栽するのに要する経費
森林保険の加入	不要木の伐採をした森林において、伐採した後に残る主たる上層木を対象とした森林保険への加入に要する経費
管理道開設	森林を管理するために必要な道路を開設するのに要する経費
抵抗性マツの植栽	抵抗性マツを植栽するのに要する経費
危険木搬出	不要木の伐採をした森林において、伐採した不要木の流出などによる災害を未然に防ぐため、伐採した不要木の搬出を行うのに要する経費
森林境界確認	境界が不明確な森林で不要木伐採を行うための境界確認に要する経費

5 交付金の額

知事が別に定める額とする。ただし、不要木伐採、侵入竹伐採、竹林伐採、広葉樹植栽、管理道開設、抵抗性マツの植栽、危険木搬出又は森林境界確認で森林組合又は林業事業者が受託して実施する場合は委託費と知事が別に定める額のいずれか低い方の額とし、森林保険の加入はその保険の加入に必要な額とする。

6 その他

知事に提出する申請等の書類は、実施場所を所轄する支庁、各農林振興センター又は農林振興センター各事務所に提出すること。